

令和元年葉山町議会第3回定例会提出議案

- 議案 15 令和元年度葉山町一般会計補正予算（第4号）
- 16 令和元年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 17 令和元年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 18 令和元年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 19 決算の認定について（平成30年度葉山町一般会計歳入歳出決算）
- 20 決算の認定について（平成30年度葉山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算）
- 21 決算の認定について（平成30年度葉山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）
- 22 決算の認定について（平成30年度葉山町介護保険特別会計歳入歳出決算）
- 23 決算の認定について（平成30年度葉山町下水道事業会計決算）
- 24 葉山町手数料条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 25 葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例及び葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 報告 7 健全化判断比率の報告について
平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するもの
- 8 資金不足比率の報告について
平成30年度決算に基づく葉山町公営企業（下水道事業会計）の資金不足比率について報告するもの

別紙
「補正予算案の概略」
のとおり

令和元年度9月補正予算案の概略

(単位:千円)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一般会計	10,310,271	381,367	10,691,638	
特別会計	国民健康保険	3,510,961	54,489	3,565,450
	後期高齢者医療	998,705	42,051	1,040,756
	介護保険	2,943,304	164,521	3,107,825
	小計	7,452,970	261,061	7,714,031
下水道事業会計	2,492,415	0	2,492,415	
合計	20,255,656	642,428	20,898,084	

今回の補正予算案では、平成30年度歳入歳出決算額の確定に伴い計上しているものや、制度改正に伴う各種システム改修にかかるもの、幼児教育・保育の無償化実施に伴うものにかかる予算計上については、項目の文頭に次の記号を付しています。

文頭の記号

- ㊦：平成30年度歳入歳出決算額の確定に伴い計上しているもの
- ㊧：制度改正に伴う各種システム改修にかかるもの（財源含む）
- ㊨：幼児教育・保育の無償化実施にかかるもの（財源含む）

1 一般会計

(1) 歳入

- 森林環境譲与税 1,389千円
- 地方特例交付金(減収補てん特例交付金) 9,094千円
- ㊨地方特例交付金(子ども・子育て支援臨時交付金) 31,912千円
- 地方交付税(普通交付税) 83,361千円
- ㊨保育給付利用者負担金 △19,374千円
- 国庫支出金
 - ・ ㊨施設型給付費等負担金 15,926千円
 - ・ ㊨施設等利用費負担金 40,580千円
 - ・ ㊧介護保険事業費補助金 257千円
 - ・ 保育所等整備交付金 △44,794千円
 - ・ 認定子ども園施設整備交付金 △46,800千円
 - ・ ㊧㊨子ども・子育て支援事業費補助金 10,329千円

・ ㊦母子保健衛生費国庫補助金	498 千円
・ ㊧幼稚園就園奨励費補助金	△5,354 千円
・ ㊨国民年金事務費交付金	165 千円
➤ 県支出金	
・ ㊩施設型給付費等負担金	7,963 千円
・ ㊪私立幼稚園利用給付費負担金	15,458 千円
・ ㊫私設保育施設等利用料補助金	4,831 千円
・ 市町村地域防災力強化事業費補助金	△6,666 千円
➤ 繰入金	
・ 公共公益施設整備基金繰入金	43,000 千円
・ ㊬介護保険特別会計繰入金	3 千円
➤ ㊭繰越金(前年度剰余金)	239,589 千円

(2) 歳出

➤ 先進地課題等研究調査旅費	86 千円
➤ 神奈川県行政不服審査会への事務負担金	420 千円
➤ 葉山町改元奉祝実行委員会が行う南郷上ノ山公園の東屋 整備に対する補助金の更正増	900 千円
➤ 基金積立金	
・ ㊮財政調整基金積立金	230,000 千円
・ ㊯公共公益施設整備基金積立金	160,000 千円
・ ふるさと葉山みどり基金積立金	1,389 千円
➤ ㊰㊱幼児教育・保育の無償化や介護保険、国民年金等の 制度改正等に伴う各種システム改修経費	10,778 千円
➤ ㊲平成 30 年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の額 の確定に伴う国への精算返還金	2 千円
➤ 福祉文化会館内男子トイレの水洗設備の修繕を行う。	243 千円
➤ アルバイト員（保健師業務）賃金の更正増	1,316 千円
➤ ㊳幼児教育・保育の無償化実施に伴う保育給付（委託） や助成金の更正増	94,648 千円
➤ 民間保育所等施設整備費補助金の更正増減	△120,592 千円

➤ 消防団第4分団ポンプ車購入にかかる関係経費の更正減 (総務省消防庁から同等車両の無償貸与を受けることになっ たことに伴うもの)	△20,470 千円
➤ ㊦幼児教育・保育の無償化実施に伴う幼稚園就園奨励費 補助金の更正減(新制度へ移行)	△26,674 千円
➤ 教育支援センター(ヤシの実教室)移転に伴い、上山口小 学校校舎の改修工事を行う。	45,894 千円
➤ 県指定文化財「新善光寺本堂」の避雷設備の修繕に対し、 補助金を交付する。	534 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	2,893 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

➤ ㊦繰越金(前年度剰余金)	54,489 千円
----------------	-----------

(2) 歳出

➤ ㊦国民健康保険事業運営基金積立金	25,000 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	29,489 千円

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

➤ ㊦繰越金(前年度剰余金)	42,051 千円
----------------	-----------

(2) 歳出

➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	42,051 千円
-----------------	-----------

4 介護保険特別会計

(1) 歳入

- ㊦平成 30 年度介護給付費交付金の額の確定に伴う社会
保険診療報酬支払基金からの追加交付金 1,002 千円
- ㊦繰越金(前年度剰余金) 163,519 千円

(2) 歳出

- ㊦介護報酬改定に伴うシステム改修経費 24 千円
- ㊦介護保険給付費支払基金積立金 70,000 千円
- ㊦平成 30 年度介護給付費等の確定による国・県支出
金等への精算返還金 41,074 千円
- ㊦平成 30 年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の
額の確定に伴う国への精算返還金相当額を一般会計へ
繰り出す。 3 千円
- 予備費(歳入歳出額の調整) 53,420 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,829,276	56.5		5,829,276	54.5
地 方 譲 与 税	60,000	0.6	1,389	61,389	0.6
利 子 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
配 当 割 交 付 金	35,000	0.3		35,000	0.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.3		30,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	480,000	4.7		480,000	4.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	22,000	0.2	41,006	63,006	0.6
地 方 交 付 税	500,000	4.8	83,361	583,361	5.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	86,306	0.8	△ 19,374	66,932	0.6
使 用 料 及 び 手 数 料	172,930	1.7		172,930	1.6
国 庫 支 出 金	1,133,959	11.0	△ 29,193	1,104,766	10.3
県 支 出 金	624,532	6.1	21,586	646,118	6.0
財 産 収 入	5,997	0.1		5,997	0.1
寄 附 金	16,000	0.2		16,000	0.1
繰 入 金	477,000	4.6	43,003	520,003	4.9
繰 越 金	200,000	1.9	239,589	439,589	4.1
諸 収 入	180,271	1.7		180,271	1.7
町 債	400,000	3.9		400,000	3.7
合 計	10,310,271	100.0	381,367	10,691,638	100.0

○ 歳出 (目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	177,989	1.7		177,989	1.7
総 務 費	1,465,192	14.2	402,184	1,867,376	17.5
民 生 費	3,807,756	36.9	△ 24,383	3,783,373	35.4
衛 生 費	1,273,337	12.4	1,389	1,274,726	11.9
農 林 水 産 業 費	39,354	0.4		39,354	0.4
商 工 費	101,924	1.0		101,924	1.0
土 木 費	1,334,641	12.9		1,334,641	12.5
消 防 費	592,835	5.7	△ 20,470	572,365	5.4
教 育 費	949,674	9.2	19,754	969,428	9.1
災 害 復 旧 費	800	0.0		800	0.0
公 債 費	528,973	5.1		528,973	4.9
諸 支 出 金	248	0.0		248	0.0
予 備 費	37,548	0.4	2,893	40,441	0.4
合 計	10,310,271	100.0	381,367	10,691,638	100.0

条例の概要

題 名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法の規定に基づく審査の手数料の金額を改めることとした。

2 内 容

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」及び「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」(以下「貯蔵所」という。)の設置の許可の申請に係る審査についての手数料の金額を次のとおり改めることとした。

	改正前	改正後
貯蔵最大数量が 10,000kl 以上 50,000kl 未満の貯蔵所	1,580,000 円	1,590,000 円
貯蔵最大数量が 50,000kl 以上 100,000kl 未満の貯蔵所	1,940,000 円	1,950,000 円
貯蔵最大数量が 100,000kl 以上 200,000kl 未満の貯蔵所	2,260,000 円	2,270,000 円

3 施行期日

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例及び葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「基準」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

（1）葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正

幼児教育・保育を無償化とするため、法第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に認定された子ども並びに町民税非課税世帯に属する同項第 3 号に認定された子どもについて、利用者負担額を「零」とすることとした。

第 1 号認定子ども 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に通う子ども

第 2 号認定子ども 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の労働等により保育の必要性が認定され、認可保育所、認定こども園（保育所部分）に通う子ども

第 3 号認定子ども 満 3 歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の労働等により保育の必要性が認定され、認可保育所、認定こども園（保育所部分）に通う子ども

条例で引用している用語について、法改正に即して改めることとした。

（2）葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

法第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に認定された子どもに係る特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用（副食費）の取扱いについて、低所得者世帯及び多子世帯の第 3 子以降の子どもを除き、当該施設が保護者から徴収できることとした。

条例で引用している用語について、法及び基準の改正に即して改めることとした。

3 施行期日等

（1）この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとした。

（2）この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。